

中央交渉、府省交渉、地方交渉をそれぞれ円滑かつ的確に実施するため、当局(使用者機関)にはどのような事務が割り当てられるべきか。以下に掲げる事務以外に必要と考えられる事務はないか。

【中央人事行政機関(使用者機関)(の長)に割り当てられるべき事務】

- 職員団体と労使交渉を行い、職員団体との間で協約を締結する事務
- 財政当局と人件費に係る予算の調整を行う事務
  - ※ 第171回国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」(審議未了)においては、内閣人事局は「国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務」をつかさどることとされている。
- 労使関係に係る各府省等の総合調整を行う事務(統一交渉方針の策定等)
- 第三者機関が行うあっせん等の際し、当事者として意見陳述等を行う事務(中央交渉の事項に限る。)
- 勤務条件に関連する法令を所管し、協約の内容に沿った改正作業を行い、法案を国会に提出する事務
  - ※ 法律案の国会提出、政令の制定については、いずれも内閣の権能であることに留意が必要(日本国憲法第72条、第73条第6号)。
- 協約締結権が付与されている国家公務員全体に共通する協約事項(法令事項ではないもの)を実施するための「規程」の制定に関する事務
  - ※ 国家公務員全体に適用されるべき「規程」の法的位置付けについては、更に検討。

## 【各府省の大臣等に割り当てられるべき事務】

- 当該府省を代表して職員団体と労使交渉を行い、職員団体との間で協約を締結する事務
  - 財政当局と人件費に係る予算の調整を行う事務(府省交渉の事項に限る。)
  - 第三者機関が行うあっせん等の際し、当事者として意見陳述等を行う事務(府省交渉の事項に限る。)
  - 当該府省内で適用される協約事項(法令事項ではないもの)を実施するための「規程」の制定に関する事務
    - ※ 「規程」の法的位置付けについては、更に検討。
- ※ 当該府省のみ存在する職種(例:検察官)に係る勤務条件を定める法令(例:検察官俸給法)があれば、当該法令を所管し、協約の内容に沿った改正作業を行い、法案を国会に提出する事務

## 【地方支分部局の長に割り当てられるべき事務】

- 当該地方支分部局が属する府省の大臣等から権限の委任を受けて、当該地方支分部局を代表して職員団体と労使交渉を行い、職員団体との間で協約を締結する事務
- 各府省の大臣等を通じて、財政当局と人件費に係る予算の調整を行う事務(地方交渉の事項に限る。)
- 第三者機関が行うあっせん等の際し、当事者として意見陳述等を行う事務(地方交渉の事項に限る。)
- 当該地方支分部局内で適用される協約事項(法令事項ではないもの)を実施するための「規程」の制定に関する事務
  - ※ 「規程」の法的位置付けについては、更に検討。

# 中央交渉、府省交渉、地方交渉の流れ(イメージ・たたき台)

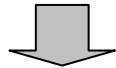
## ①中央交渉(仮称)

【当局側の交渉当事者】

中央人事行政機関(使用者機関)(の長)

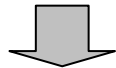
【交渉事項】

勤務条件に係るすべての事項(範囲は法定)について交渉可能

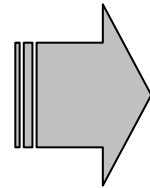


中央協約(仮称)を締結

- 国家公務員全体について広く統一性を確保すべき勤務条件が対象



当局が法令(案)・規程に反映



府省交渉に委ねる事項を特定

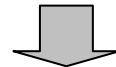
## ②府省交渉(仮称)

【当局側の交渉当事者】

各府省の大臣(、外局等の長)

【交渉事項】

- 各府省単位で判断すべき(=府省交渉に委ねる)こととされた事項
- その他、各府省の大臣等の権限で処理できる事項

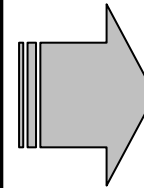


府省協約(仮称)を締結

- 各府省単位で統一性を確保すべき勤務条件が対象
- 特定省のみ適用される勤務条件のうち法律・政令で規定すべきものがあれば、それも対象となるか?



当局が法令(案)・規程に反映



地方交渉に委ねる事項を特定

## ③地方交渉(仮称)

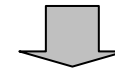
【当局側の交渉当事者】

地方支分部局の長

※ ブロック機関、県単位機関、その他の機関の関係については、通常業務の指揮命令系統に合わせる形で順次交渉を実施

【交渉事項】

- 各地方支分部局単位で判断すべき(=地方交渉に委ねる)こととされた事項
- その他、地方支分部局の長の権限で処理できる事項



地方協約(仮称)を締結

- 各地方支分部局単位で統一性を確保すべき勤務条件が対象



当局が規程に反映

※ 規程について、事業所単位で中央協約・府省協約・地方協約の内容をまとめて一本の規程を制定するか、あるいは中央・府省・地方のレベルでそれぞれ制定するかは、今後更に検討。

※ このほか、内部部局単位での交渉を行うこともありうるのではないかと。